

# 岡山県中小企業経営安定特別対策資金融資制度要綱

制 定 平成13年12月19日  
岡山県告示第626号  
最終改正 平成27年9月18日

## (目的)

第1条 この要綱は、取引先大手企業の倒産、金融機関の破たん等により取引環境が悪化している中小企業又は経営改善のための具体的な計画を策定し、及び実施する中小企業が経営の安定及び倒産の防止のため必要とする資金の融通を円滑にして、経営の安定及び強化を図り、もって中小企業の振興に資することを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「法」という。）第2条第1項第1号及び第2号に規定する中小企業者並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第6号に規定する企業組合をいう。
- (2) 小規模企業者 常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人）以下の会社、個人及び企業組合をいう。
- (3) 組合 中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項第1号に規定する事業協同組合、同項第2号に規定する事業協同小組合、同項第5号に規定する協同組合連合会、同項第7号に規定する協業組合及び同項第8号に規定する商工組合、商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に規定する商店街振興組合並びに直接の構成員の3分の2以上が中小企業者である、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第3条に規定する生活衛生同業組合、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）第3条に規定する酒造組合及び酒販組合並びに内航海運組合法（昭和32年法律第162号）第3条に規定する内航海運組合をいう。
- (4) 保証協会 岡山県信用保証協会をいう。
- (5) 金融機関 知事が指定する取扱金融機関をいう。
- (6) 責任共有制度 責任共有制度要綱（平成18.09.12中庁第2号）に基づく信用保証制度をいう。

## (資金の種類)

第3条 この要綱に定める資金の種類は、別表のとおりとする。

## (融資を受ける者の資格)

第4条 融資を受ける資格を有する者は、別表各号に掲げる資金の種類ごとに、それぞれ同表の融資の対象者の欄に掲げる要件に該当する者で、次の各号に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

- (1) 県内に主たる事業所を有し、原則として6月以上継続して、保証協会の保証対象事業を営んでいること。
- (2) 県税を滞納していないこと。
- (3) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (4) 保証協会（他の信用保証協会を含む。）の求償権に対して弁済義務を有していないこと。
- (5) 現に保証協会の保証を受けている者にあつては、当該保証融資の償還が適正になされていること。

（融資の条件）

第5条 融資の条件は、別表のとおりとする。

（認定等）

第6条 別表第1号に掲げる資金の融資を受けようとする者（同号融資の対象者の欄(1)から(3)までに該当する者に限る。）は、法第2条第5項第1号、第2号又は第6号に該当することにつき、あらかじめ同項に規定する市町村長の認定を受けなければならない。

- 2 別表第2号に掲げる資金の融資を受けようとする者は、知事が別に定める実施方針に基づく経営改善計画又は公益財団法人岡山県産業振興財団が実施する岡山県中小企業再生支援協議会事業に基づく再生計画を策定しなければならない。

（融資の申込方法等）

第7条 この要綱による融資を受けようとする者は、金融機関が定める融資申込書又は保証協会が定める信用保証申込書に、市町村長の認定書（別表第1号に掲げる資金（同号融資の対象者の欄(1)から(3)までに該当する者に係る資金に限る。）に係るものに限る。）、金融機関又は保証協会が指示する書類等を添付して、金融機関又は保証協会へ申し込むものとする。

（融資の取扱期間）

第8条 融資の取扱期間は、知事が別に定めるものとする。

（融資を受けた者の遵守事項）

第9条 融資を受けた者は、当該資金を融資目的以外の目的に使用してはならない。

（調査）

第10条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱による融資について調査することができる。

（報告）

第11条 金融機関又は保証協会は、融資又は保証の実績について別に定める様式により毎月知事に報告しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

- 2 平成21年4月1日以後この要綱に基づく新規の融資については、第3条から第7条までの規定にかかわらず、当分の間行われぬものとし、同日前に保証協会がした保証の承諾に係る融資については、なお従前の例により行われるものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年岡山県告示第137号）

（施行期日）

1 この告示は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の岡山県中小企業経営安定特別対策資金融資制度要綱別表の規定にかかわらず、この告示の施行の日の前日までに岡山県信用保証協会が受け付けた保証申込みに係る保証料については、なお従前の例による。

附 則（平成15年岡山県告示第316号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年岡山県告示第228号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の岡山県中小企業経営安定特別対策資金融資制度要綱別表の規定にかかわらず、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの借入れに係る借入金に対する施行日から最初に到来する利払い日の前日までの間の利息については、なお従前の例による。

附 則（平成17年岡山県告示第558号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年岡山県告示第218号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の岡山県中小企業経営安定特別対策資金融資制度要綱別表の規定にかかわらず、この告示の施行の日の前日までに岡山県信用保証協会が受け付けた保証申込みに係る保証料については、なお従前の例による。

附 則（平成19年岡山県告示第451号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年岡山県告示第469号の3）

（施行期日）

1 この告示は、平成19年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の岡山県中小企業経営安定特別対策資金融資制度要綱別表の規定にかかわらず、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）前の借入れに係る借入金に対する施行日から最初に到来する利払い日の前日までの間の利息及び施行日前に岡山県信用保証協会が受け付けた保証申込みに係る保証料については、なお従前の例による。

附 則（平成20年岡山県告示第451号）

この告示は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成20年岡山県告示第602号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年岡山県告示第245号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年岡山県告示第214号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年岡山県告示第465号）

この告示は、平成25年9月20日から施行する。

附 則（平成25年岡山県告示第483号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年岡山県告示第444号）

この告示は、平成27年10月1日から施行する。

別表（第3条、第4条、第5条、第6条関係）

| 番 号              | 1   | 2   |  |
|------------------|---|---|--|
| 資金の種類            | 連鎖倒産防止等対策資金   | 経営改善対策資金  |  |
| 融資の対象者           | 次のいずれかに該当する中小企業者又は組合<br>(1) 法第2条第5項第1号に該当し、金融取引に支障を来している者<br>(2) 法第2条第5項第2号に該当し、売上高等が一定以上減少している者<br>(3) 法第2条第5項第6号に該当し、金融取引に支障を来している者<br>(4) (1)から(3)までに準ずる要因で知事が別に定める者 | 経営体質の改善を図ろうとする中小企業者又は組合                             |  |
| 融<br>資<br>条<br>件 | 資金使 途   | 連鎖倒産の防止等を図るために必要な運転資金                               | 経営体質の改善を図るために必要な資金   |
|                  | 融資限度額   | 3,000万円（小規模企業者にあつては、1,000万円）                        | 5,000万円（小規模企業者にあつては、2,000万円）   |
|                  | 融 資 期 間<br>（うち据置期間）   | 7年以内（1年以内）<br>（ただし、知事が特に必要と認めたときは、12年以内（1年以内））      | 設備資金 7年以内（2年以内）<br>（ただし、知事が特に必要と認めたときは、12年以内（2年以内））<br>運転資金 7年以内（1年以内）<br>（ただし、知事が特に必要と認めたときは、12年以内（1年以内））   |
|                  | 償 還 方 法   | 原則として月賦償還   | 同左   |
|                  | 融 資 利 率   | 責任共有制度の対象 年1.85%（変動金利）<br>責任共有制度の対象外 年1.7%（変動金利）    | 同左   |
|                  | 保 証 料   | 融資の対象者が(1)から(3)までの者にあつては年0.7%以内、(4)の者にあつては知事が別に定める率 | 平成18年経済産業省告示第44号に規定するモデル（以下「CRDモデル」という。）によって保証料率が定まるものについては、保証協会が定める区分ごとに、次の料率（年）以内とする。ただし、中小企業信用保険法施行規則（昭和37年通商産業省令第14号）第21条に規定する保険事故の発生率を算出できない場合に該当する者については、区分5を適用する。<br>区分1 0.94% 区分2 0.85%<br>区分3 0.73% 区分4 0.70%<br>区分5 0.70% 区分6 0.70%<br>区分7 0.70% 区分8 0.60%<br>区分9 0.45%<br>CRDモデルによらず保証料率が定まるものについては、保証協会所定の料率とする。 |
|                  | 担保及び保証人   | 原則として無担保とし、保証人は保証協会の定めるところによる                       | 同左   |
|                  | 信用保証  | 保証付き  | 同左   |